

裁判員経験者の意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

日 時	平成29年6月28日（水）午後2時20分～午後4時20分
場 所	仙台地方裁判所第2会議室（6階）
出席者等	司 会 者 小 池 健 治（仙台地裁第2刑事部総括判事） 裁 判 官 加 藤 亮（仙台地裁第1刑事部総括判事） 検 察 官 高 山 由 子（仙台地検検察官） 弁 護 士 松 倉 健 介（仙台弁護士会所属） 裁判員経験者 5人（以下「1番」等と表記） 報道機関 5人（河北新報社，毎日新聞，読売新聞，仙台放送， 時事通信社）

1. 本意見交換会の趣旨説明等

司会者

ただいまから，裁判員裁判の裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日の司会を務めます仙台地方裁判所第2刑事部の小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員制度も，施行から9年目を迎えました。県民の方々の高い意識と誠実な姿勢に支えられ，概ね安定的に運営されているように思います。この間，当庁におきましては，実に1000人を超える裁判員，補充裁判員の方々に裁判員裁判に御参加いただきました。その中で，本日は比較的最近の裁判員裁判に参加されました4名の裁判員経験者と1名の補充裁判員経験者の方をお招きしております。本当に，お忙しい中，御参加いただきありがとうございます。

皆様の裁判員裁判を経験されての様々な御意見や御感想について，この後お聞きしていくわけですが，皆様の御意見や御感想は，今後の裁判員裁判の運用をよりよいものとするための非常に貴重な材料となります。我々法曹三者としましては，皆様の意見を真摯に受け止めて，他の裁判官とも共有し，今後の運用改善にいかしていきたいと考えております。また，皆様の御意見は，これから裁判員裁判に参加される方にとっても，とても参考となり，御参加いただくための力強い後押しになると思われますので，本日はどうぞ率直な御意見，御感想をお聞かせいただきたいと考えております。

2. 自己紹介

司会者

早速、議事に入っていきたいと思います。本日、この意見交換会には、検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者が参加しております。それぞれのお立場で、裁判員経験者の皆様からどのような御意見、御感想をいただけるのか大きな関心を持っての御参加だと思います。ここで法曹関係者の方々から、まず簡単に自己紹介をお願いします。

高山検察官

検察庁の高山と申します。よろしくお願いいたします。

松倉弁護士

弁護士の松倉と申します。よろしくお願いいたします。

加藤裁判官

裁判官の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

それでは、本日、このあと御意見をお伺いするわけですが、本日御出席いただきました裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ裁判員裁判に参加されての全般的な感想や印象を簡単にお話しいただければと思います。どんな事件を担当されたかということも併せて紹介させていただきながらお願いしたいと思います。

それでは、1番の方ですが、昨年3月に行われた殺人未遂事件を担当されました。被告人は、子供3人と心中しようと考え、3人の子が寝ている部屋において、燃焼中の練炭を置いてふすまを閉め、自身も3人の子とともに寝たが、苦悶する二女を見て、自己の意思により犯行を中止したという殺人未遂の事件でした。量刑が問題となり、被告人の犯行当時の精神状態に関して医師の証人尋問もあり、また、自己の意思で犯行を中止したこと等の評価が審理のポイントと聞いております。審理日数は5日でした。

1番の方、裁判員裁判に参加されての全般的な御感想、印象、よろしくお願いいたします。

1 番

全くの素人なんですけれども、裁判所に御配慮いただきまして、かなり親切、丁寧に分かりやすく御説明いただいたことは、大変良かったなと思ってました。裁判そのものもスムーズに進行されて、特別問題はなかった。私にとっては、特別難しいこと、困難なことはありませんでした。ある程度、年もいって、人生経験もありますので、そういった点ではなるべくお役に立てたらなと思って、余計なことも言い過ぎたきらいがありますけれども、大変良かったというのが私の印象です。

司会者

次に2番の方ですが、昨年9月下旬から10月初めにかけて行われた殺人、死体遺棄事件を担当されました。二つの事件があり、一つは、同居中の実母の介護や家事を手伝わない実兄の言動に不満を募らせた被告人が、突発的に実兄の頭部をハンマーのようなもので複数回殴打して殺傷し、その死体を自宅の床下に隠した殺人、死体遺棄の事件、もう一つは、被告人が、自宅で亡くなった実母の死体を自宅の庭に埋めたという死体遺棄の事件でした。公訴事実には争いはありませんでしたが、実兄殺害の態様について争いがあり、被告人が頭部を殴打した回数に関して解剖医や理学博士の証人尋問がありました。審理日数は6日でした。御感想等お願いします。

2番

割と大きな事件であったと思います。1年前の経験なので、少しずつ忘れていて、時々被告人のことを思い出したりすることもあるって、いろんな意見もたくさん出て、裁判員になってみて、本当に、経験してなかったことを経験したなと思いました。

司会者

次に、3番及び4番の方ですが、お二人は同じ事件を担当されております。昨年12月初旬に行われた殺人、死体遺棄事件を担当されておられます。不倫関係にあった被害者に対し、衝動的に殺害を決意し、その頸部を両手で絞めつけて、頸部圧迫による窒息で死亡させ、その遺体を山林内において土の中に埋めたという死体遺棄の事件でした。量刑が問題となり、犯行態様、結果、犯行に至る経緯・動機をどう評価するかがポイントになりました。審理日数は4日でした。3番の方、お願いします。

3番

全体的な感想、印象なのですが、封筒がくる前までは裁判員制度のことは無関心でした。自分が裁判員に選任されるとは思っていませんでした、非常にびっくりしました。自分に裁判員が務まるのか不安でいっぱいでしたが、参加して裁判の仕組みがよく分かりました。初めのうちは、発言するのに戸惑いもありましたが、裁判長、裁判官の方に発言しやすい環境を整えて上手に進めていただいたので発言しやすかったです。多くの意見が出て、貴重な経験をすることができました。

司会者

続いて4番の方、お願いします。

4番

昨年、裁判員裁判に出席させていただきました。裁判官に全部内容を黒板に列

記していただき、内容を詳しく説明していただいたので、非常によく分かり、判決ができたと思っています。非常に勉強になりました。ありがとうございました。

司会者

裁判官の議論の仕方については、また後から御意見いただければと思います。どうもありがとうございます。次に5番の方ですが、今年1月下旬から2月初めにかけて行われた麻薬特例法違反、覚せい剤取締法違反事件を担当されております。被告人が、約19日間にわたり、配達人を使って、覚せい剤等を多数回、多数人に対して譲り渡すことを業とし、その一環として、覚せい剤約75グラムを営利の目的で所持したという麻薬特例法違反、覚せい剤取締法違反の事件でした。全般にわたって争いがあり、覚せい剤様の結晶を譲り渡した事実があるのかどうか、薬物を売ったりするのを「業とした」のかどうか、配達人との覚せい剤の共同所持、没収・追徴の対象となる薬物犯罪収益の数額というか金額について争いがあり、争いが多岐にわたっていた事件であると聞いております。審理日数は8日でした。御感想をお願いいたします。

5番

補充裁判員として参加させていただきました。全く経験がなく、裁判がどういう風に進んでいくのか分からない中、裁判官の方々からいろいろお話ししていただいてとても分かりやすく、裁判員裁判ができたと思っています。貴重な経験をさせていただいたと思っています。

3. 審理の分かりやすさについて

司会者

ありがとうございます。それでは、全般的な感想をいただいたところですが、この後個別的な話題事項に入っていきたいと思います。本日は大きく分けて3つの話題事項を考えております。1つ目は審理の分かりやすさについて、2つ目は評議、判決についての感想や意見、3つ目は裁判員を務める上での負担感、この大きく分けて3つについて取り上げて個別に御意見をお伺いしていこうかと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の1つ目の話題事項である審理の分かりやすさについて、意見交換をさせていただきたいと思います。

テーマとして、先ほどと重なる部分もあるかもしれませんが、まず全般的な感想と印象について、ここにいる当事者である検察官、弁護人が法廷でいろいろな主張ですとか、取り上げていったと思うんですけれども、全般的な感想として分かりやすさはどうだったかなということを聞いた上で、あとは個別に当事者の主張ですとか証拠調べについて話題にさせていただこうかと思います。

まず、公判審理について、公判というのは法壇で皆さん座ってご覧になったと

と思いますが、全般的に分かりやすかったのかどうか、あるいは分かりにくかったのかについて全般的な感想から簡単にお伺いして、細かいところに入っていかうかと思います。

5 番の方から順にお聞きしてよろしいでしょうか。

5 番

証拠調べのときに、書面と口頭と両方で説明があったので、とても分かりやすかったと思いました。ただ聞くだけだとよく分からないんですけども、自分の目の前に書類があってそれを見ながら映像もありましたので、とても分かりやすく理解できたと思います。

司会者

4 番の方お願いします。

4 番

全体的には、5 番の方がおっしゃったように非常に分かりやすく、細かく説明があったので非常に良かったと思います。

司会者

3 番の方お願いします。

3 番

事件内容が、一番はつきりする瞬間だと思います。資料とか、証拠写真等もありましたし、専門用語も極力ひも解いてもらいましたので、非常に分かりやすかったと思います。

2 番

始まる前にも詳しく説明していただけたので、すごく良かったなと思います。審理も分かりやすかったです。

司会者

始まる前というのは、個別のオリエンテーション的にこういうことがありますよという説明のことでしょうか。

2 番

そうですね。みんな一緒のときに簡単に、審理がこういう流れですという説明があったので。

司会者

こんな流れで進んでいきますということの説明を受けた上で審理に臨めたの

で、より分かりやすくてきたということでしょうか。

2 番

はい。

1 番

私も先ほど申し上げたとおりで、親切で丁寧な御説明をしていただきましたので、かなり心安く参加させていただくことができました。良かったと思います。具体的な中身については、4 人の方がお話しされたとおり同じようなものです。問題はありませんでした。

司会者

今、全般的な感想を伺ったところですが、少し個別的なところに入って、詳しくお聞きしたいと思います。まず、刑事裁判の流れという、あるいは、どんな審理が進むかという話が今出ておりましたけれども、裁判が始まって、起訴状朗読があって、始まりの手續があって、いよいよ証拠調べに入るという初めの段階で検察官、弁護人の双方から冒頭陳述というものがされたと思います。冒頭陳述では、今回の事件の立証のポイントですとか、争点に関する双方の主張、例えば、量刑が問題でしたら、どこにポイントがあるのかですとか、どこについて注目してほしいかについて言及したり、この事件で何が問題なのかということが言及されていたのかなと思います。冒頭陳述について、これからこんなことがあるのかなとか、そこが本当に分かるようなものだったのか、あるいは、後から振り返ってみると、ちょっと分からなかったなとかですね、厳しめの意見も含めて御感想をいただきたいと思います。では、1 番の方からお願いします。

1 番

私にとっては、説明していただいたことが分かりやすく、納得できましたので、特別余計なことを考える必要はなかったと感じました。

司会者

1 番の方の事件はお子さんの殺人未遂ということで、量刑上のポイントというのですかね、検察官、弁護人の御主張が、この辺を聞いたらいいいのかなということが伝わっていたかどうかについて御記憶はありますでしょうか。

1 番

素人としては、説明をさっと言われても、考える時間が短いので、中々それはどうなんだと改めて聞く余裕がないというか、法廷でのことなので、仕様がなかったかなと思いました。あとは、終わって帰ってきてから、評議室の中で改めていろいろなことを聞いたかなと記憶しております。

司会者

その場でそれなりに理解したこともありますし、休憩時間などのみんなで議論する中で、理解したところもあるということですか。

1 番

そうですね。

司会者

では、続けて 2 番の方お願いします。

2 番

検察官の方の述べられたことは理解しました。でも、それをこれから裁判に向かっていくにあたって鵜呑みにしないで審理に入ってくださいという説明を受けたので、そのときに検察官の話をもう一度振り返ったりしました。

司会者

この事件はそれなりに大きな事件で、弁護人も冒頭陳述したと思うんですけども、この辺がこの事件のポイントなのかなとか、ここに着目したらいいのかなとか、どんな感想を持たれたか、覚えていることがあれば教えていただければと思います。

2 番

いろんな意見が出て、まだ、証拠とか、次の日のことも分かっていない状態で、いろんな憶測じゃないですけども考える形になりましたが、検察官の話を聞いて、理解することができました。

司会者

では、3 番の方お願いします。

3 番

冒頭陳述は、非常に分かりやすかったなという印象はありました。わからないことは審理の方で解決したので大変良かったです。

司会者

この事件も量刑というか、どんな刑にするのかということが問題となった事件ですけども、この辺を考えたらいいのかなとか、弁護人や検察官双方の冒頭陳述でその辺は伝わった感じでしたか。

3 番

資料とか、写真等がありましたので、大体伝わりました。

司会者

証拠調べで理解できたということですか。

3 番

はい。

司会者

では、4 番の方お願いします。

4 番

冒頭陳述は詳しく説明がありましたので、非常に分かりやすかったです。

司会者

では、5 番の方ですけれども、先ほど事件の中でも御紹介しましたけれども、かなり多岐にわたることが争われていて、多岐にわたる争点と言いますか、問題点について、この辺を考えたらいいのかなみたいなこととか、伝わっていたかどうかについて率直にお願いします。

5 番

冒頭陳述を聞いた段階では、資料があるので内容は理解はできるのですが、その前に裁判の流れをもっと詳しく、冒頭陳述があって、その後、証拠調べがあってというのを、一応、書面で羅列はしてあるのですが、どのような感じで進んでいくのかということが、もうちょっと詳しく分かっていると理解度が増したのかなと思いました。

司会者

貴重な御指摘だと思うのですが、具体的にはその後、証拠調べ、証人尋問ですとか、かなりいろんな証拠調べをしているのですが、その証拠調べが積み重なるわけですね、どこでどんな証拠が出てくるかということが聞きたかったということなのでしょうか。

5 番

裁判の流れ自体がよく分かっていないので、裁判においてどんな流れで刑が決まっていくのかということがもっと詳しく最初に分かっていると、証拠が出てきたときにも、これがこういうところにつながっていくのかという、自分の中でリンクさせやすかったかなというふうに思いました。

司会者

おっしゃっているのは、中身の話も大事だけれども、手続が何日か続いていく

中で、今、自分がどの辺にいるのだろうか。

5 番

先が見えない状態で話し合うよりも、次に自分がどんなことをすればいいのかというのが分かっている聞く話だと、余計に理解度が増すのかなと思いました。

司会者

貴重な御指摘ありがとうございました。二日、三日で終わる裁判員裁判もあれば、審理だけで四日、五日、さらに長いものもあって、その中でどういう形で何が進んで行くのだろうかということをもうちょっと知らせてくれた方が臨む上で楽だったという御指摘なんですかね。

5 番

そうです。

司会者

もう一つ聞いてもいいですか。例えば、先ほど、「業とした」とかですね、ワードも飛び交っていたと思うのですけれども、弁護士あるいは検察官の冒頭陳述の段階で、特殊な法律用語というか、その辺の耳慣れない言葉を聞いたときの感想はどうだったでしょうか。

5 番

「業として」は、「なりわい」という漢字が書いてあったので何となく分かるのですけれども、その辺の特殊の用語は、全部裁判官の方がかみ砕いて審理の時に教えてくださったので問題なく理解できました。

司会者

それも含めて理解が進んだということですかね。

冒頭陳述は審理の始めに提示される当事者からの主張というか、ポイントの提示なんですけれども、どうですか、他の方の意見を聞いて、この辺思い出したとか、ここもあったなというところございますか。あるいは、検察官、弁護士から、冒頭陳述について、今の意見を踏まえて聞いておきたいところがありましたらお願いします。

高山検察官

私は、5 番の方に来ていただいた裁判を立ち会った検事なんですけれども、今回の事件というのは、小池裁判官から御紹介がありましたが、まずもって、殺人とかに比べると普段の生活で接する機会のない薬物の密売ということで、事案として接する機会がないので分かりにくい。結局、「業として」という言葉とか、ほかにも難しい言葉が出てきたので、まず、その点について、裁判員の方に御負

担をお掛けしたことが多いかなというのがまず一つ。あと、今回の事件は、被告人が黙秘をしていたので、事案の全容を被告人にしゃべらせて分かりやすくということが難しい事案だったので、証拠も件数が多かったり、争点が多かったりしたんですね。そういったところで、分かりにくい部分もありまして、そういうところで御負担をお掛けする部分が多い事件で申し訳ないなというところがありました。争点が多岐にわたるものの大きく分けてこの辺りが争点です、という形で、検察官としては提示したつもりだったんですけども、多分、難しいことも多かったので、裁判員の方は分かりにくいと感じられた方が多かったらと思うので、先ほど5番の方がマイルドな表現で言ってくださっているのは心苦しいなと思っている状況です。

司会者

今、5番の方の感想がマイルドという表現がありましたが、皆さん、批判していただいて結構ですので、むしろ、我々としましては、ここがちょっと、もう少しこうしてほしかったなとか、ここがそのときは分かりにくいなと思った、あるいは進行も含めてですね、もう少しこうしてほしかったということを遠慮なく言っていたいただいたほうが我々の今後の改善に役立つと思いますので、是非、この後もいろいろとお聞きしていきますけれども、よろしく願いいたします。

主張という話が出てきているので、この流れで、もう一つ、公判審理の中で重要な主張が出てくる場面として、締めくくりのところを先に聞いてしまおうかと思います。事件の審理をずっと見ていただいた最後の場面で、検察官は論告求刑ということで、自分の意見を取りまとめて求刑という、刑を求めるところまでします。また、弁護人は、弁護人で争う部分について指摘したまとめた意見を最終弁論という形で指摘して取りまとめるわけです。そういう意味で、それぞれの裁判の当事者の主張のエッセンスが込められた大事な場面ということになるわけですが、これを体験されて、聞いていてここをもうちょっとこうしてほしかったとか、良かった面、悪かった面を思い出してみても御感想をお聞きできればと思います。また、その後、それを使って裁判官と評議、話し合いをしたわけですね。その後の話し合いにおいてお手元にあって役立ったかどうかについてお聞きできればと思います。5番の方から順にお聞きしてよろしいでしょうか。

5番

証拠調べについてなんですけれども、麻薬を実際に証拠として見せていただいたんですけれども、それを見てもどう判断していいのか分からなかったです。どこをどう見ていいのかというところが分からなかったです。

司会者

一般の生活をしていると薬物なんて目にしないので、それが良いものか悪いものなのか、多いのか少ないのかというところですかね。

5 番

実際に出てきたものを見たんですけれども、白い粉ではなく、ちょっと色がかっていたものだったのですけれども、後で検査で薬品をかけたので、ああいう色になったと聞いて分かりましたが、それを見て、どういう判断をすればいいのかということがちょっと分からなかったです。

司会者

検察官や弁護人の主張は伝わりましたか。

5 番

それまで自分で法廷で見てきたので、ある程度は理解できました。

司会者

長すぎるとか短すぎる、足りないのではないかと思うことはありませんでしたか。

5 番

比較対照するものがないので分かりませんが、よく事件をまとめられているなと思いました。

司会者

その後の議論に役立つものでしたか。

5 番

そうですね。

司会者

同じことを4番の方にお聞きします。

4 番

弁護人側と検察官側の説明はよく分かりましたが、被告人の声が小さくて何を言っているのか分からない状況だったので、被告人の話をもっとはっきり聞きたかったなと思います。

司会者

論告と弁論については分かりやすかったということでしょうか。

4 番

はい。論告と弁論はよく理解できたのですが、裁判の中で、被告人には、もっとはっきり言ってほしいと思っていました。

司会者

そのような感想を持たれたのですね。3番の方はいかがですか。

3番

論告も弁論も，伝わりやすく分かりやすかったです。初めの10分から15分ぐらいだったので，一瞬で過ぎてしまったというのが感想です。

司会者

それは物足りなかったということでしょうか。分かりやすかったがために，ということでしょうか。

3番

分かりやすかったので，スムーズに流れすぎて，頭に残りにくかったな，というのがあります。

司会者

後で量刑を考える上で使いやすいものでしたでしょうか。

3番

はい，使いやすかったと思います。

司会者

2番の方はいかがですか。

2番

検察官の意見が結構厳しいな，と正直思いましたが，立場上，仕様がいないのかなとも思いました。弁護人は被告人に寄り添ってお話しされているなとも思いました。話している内容は伝わりましたが，評議の時にはやはり迷いました。

司会者

それぞれの立場の意見がしっかりしていて迷ったということでしょうか。

2番

はい。また，刑期の部分でよく分からない所がありました。

司会者

分かりにくさを感じられたのでしょうか。厳しいというのは，自分の考えていたことと違って厳しいなと思ったのか，厳しいのは分かるけれども，書いてあることが理解しにくいということだったのでしょうか。

2 番

分かりにくさも感じました。でも、それは仕様がなければ仕様がないと思います。

司会者

弁護人は弁護する立場なので、寄り添う形になるとは思いますが、それは寄り添っている現状として分かると感じたのでしょうか。物足りないと感じたのでしょうか。

2 番

弁護人は被告人のことを考えているんだろうな、とは思ったのですが、でも、事件は事件じゃないかとも思いました。

司会者

1 番の方はいかがでしょうか。

1 番

4 番の方、3 番の方、2 番の方と同じ意見です。検察官の論告求刑にあっては、勿論説明がありました。その中で、何年という具体的な数字が出ましたが、数字については具体的な説明はありませんでした。これまでの例だという説明もなく、あまりにも簡単に過ぎ去ったかな、という気がしました。

司会者

この事件は量刑が問題になったと思うのですが、なぜ3年なのか、5年なのか、という具体的な説明をもう少し話してほしかった、という、そういう御指摘なんでしょうか。

1 番

そういうことです。

司会者

弁護人は執行猶予を求めた事案だったかと思いますが、弁護人の意見は伝わったのでしょうか。

1 番

はい。問題はなかったと思います。

司会者

論告、弁論ということで、一通りお聞きしましたが、弁護人、検察官の方でも

う少し聞きたい、ということはありませんでしょうか。

松倉弁護士

弁護人は冒頭陳述も最終弁論も、紙で資料をお配りした上で口頭で説明していたかと思います。口頭で述べる分を紙にどの程度書くか、あまり書きすぎると読みにくくなりますし、あまり書かないとこちらが伝えたい内容が伝わらないのではないかということで悩ましいところがあります。それぞれ御経験された事件について、口頭で説明されたものと紙で書かれたもののバランスの観点で感想をお聞きたいのですが、いかがでしょうか。

司会者

1枚か2枚の用紙が配布されて、口頭でもっと詳しく説明がされたと思います。1番の方、いかがでしょうか。

1番

私は、紙で書かれていたものと説明とそんなに違いがないように思いました。大変短い時間でしたし、裁判員は、評議室で意見を述べる、というのが分からなかったのも、我々は意見をいつ述べるのだろうと思いました。検察官や弁護人と話し合いをする機会がなかったので、意見をもっと聞いてみたかった。それがちょっと不満でした。

司会者

もう少し説明してほしかったということでしょうか。

1番

はい。もっともっと深く突っ込んで経験してみたかった。もう少し説明してほしかったという印象が残っています。

司会者

口頭の説明と配られた紙の関係ではいかがでしょうか。2番の方。

2番

資料は口頭の説明よりも簡略化されています。私たちは資料しか見ていないので、紙に書かれていないことを口頭で詳しく説明されると、前後することがあり、理解しにくい所がありました。紙に詳しく書かれているといいのですが、紙を見ながら言葉を聞いていると、ずれていくのが気になりました。全く資料なしに聞くのであれば頭に入るということもあります。書いたものを目で追いながら聞いているので、どこを読んでいる、と言っていただくと分かりやすかったと思います。紙に書いてあった方が読むと思いますので、重要なことは書いてあった方がよいと思います。

3 番

文章が口頭とリンクしていて非常に分かりやすかったと記憶しています。

4 番

3 番の方と同じで、書いてあった部分と実際に話された部分とそんなに違いはなかったの、分かりやすく、私としては聞きやすくて良かったです。

司会者

3 番、4 番の方の事件は、私が関わった事件なのですが、検察官は論告を A 3 判の紙 1 枚にまとめられていましたが、弁護人の意見は数枚にわたっており、口頭の説明に近いものだったと記憶していますが、評議の際に一覧しにくいということはなかったでしょうか。

4 番

そう言われれば、そうかもしれないと思いますが、聞いている方としては、分かりやすかったです。

3 番

私も 4 番の方と同じで、非常に分かりやすかったと思います。

司会者

5 番の方はいかがですか。

5 番

記憶があまりないのですが、文章を羅列されたものよりも図式化されたものを示されて口頭で説明を受けると、視覚的に分かりやすいかもしれません。

司会者

これまで当事者の主張について伺ってきましたが、その主張を判断する材料となる証拠調べについて御意見を伺いたと思います。どの事件でも、証人尋問や被告人質問は、事件の一番のポイントで行われていると思います。被告人の精神状態がポイントということであれば精神科医の証人尋問が行われたりするのですが、証人尋問や被告人質問は分かりやすかったかどうか感想を伺いたと思います。1 番の方、いかがでしょうか。

1 番

分かりやすかったです。証人として、精神科医が犯行当時の精神状態の説明をしましたが、その説明も分かりやすいものでした。ただ、裁判の重要な段階は終わっており、裁判員は量刑を判断するだけでしたので、素人が余計なことを考え

ないで済むようにという裁判所の配慮は感じましたが、もっともっと裁判の最初から関わってみたかったという気がしています。

司会者

事前にどんな争点があるのか整理して、争点に必要な証拠調べをするということで、この事件では被告人の当時の精神状態が問題となっていたので、お医者さんのお話を聞いていただいたと思うのですが、お医者さんの話は分かりやすかったのでしょうか。

1 番

それは、はい。

司会者

2 番の方については、解剖医や理学博士といった専門家の尋問が実施されたと思いますが、分かりづらいということはなかったのでしょうか。

2 番

正直難しかったです。被告人があまりしゃべらなかったもので、解剖されたお医者さんのお話を聞いて、どうすればそういうことになるのか、というのがよく理解できました。

司会者

専門家の話は分かりやすかったのでしょうか。

2 番

はい。その後の評議でもいろんな意見が出てきましたので、大事な所を聴き取ることができたと思います。

司会者

被告人は黙秘していたということですが、そういう意味では、被告人の話は審理には出てこなかったのでしょうか。

2 番

出てきました。被告人は、全く話さないのかと思っていたのですが、少しポロポロとしゃべり出して、それに対して、証拠を見てつながらない点とか分からない点が徐々に出てきて、被告人に聞きたいことが引き出されてきました。他の裁判員の方の意見を聞いて被告人に直接聞くこともしていたので、その辺は分かりやすかったと思います。

司会者

引き続き被告人質問や証人尋問の感想をお聞きしたいと思います。先ほど、3番の方からは、被告人の声が小さくて伝わらなかったという話がありました。

3番

はい。被告人の声が小さく、また、質問に対する答えも、ごもごもしていて聞き取りにくかったです。

司会者

4番の方、先ほど御指摘いただいたほかに被告人質問や証人尋問での御感想はありませんか。

4番

お父さんが証人で来られて、被告人の生活態度を話されました。それを聞くと被告人が素行的に悪い人ではないということが分かった中で、最終的な判決の中で情状酌量があったのかどうか、その辺が分かりにくかったなと思ってました。

5番

被告人が黙秘をしていたり、証人が欠席したりしたので判断できるのかなと思いましたが、それ以外の証拠がたくさんあって、分かりやすく説明していただいたので、判断できてよかったなと思います。

司会者

分かりやすく説明、というのは、検察官が読み上げたということでしょうか。

5番

はい。

司会者

5番の方の事件は、いろんな点が争われ、多くの証拠書類を調べたり、証人も多く調べたと聞いており、長時間にわたって御苦労されたと思いますが、没収する金額がいくらになるのか、あるいは、証人がどの事実に対応しているのか分からなくなる、ということはなかったでしょうか。

5番

証人については、同じようなケースがたくさんあったので、どれがどれか混乱することはありました。お金の流れについては、検察官が、麻薬がいくらで、どこに流れたのか、没収関係、追徴関係の証拠を示して分かりやすく説明してくれましたし、過去の麻薬の事例を見せていただいて、これぐらいのことをしたらこれぐらいの刑でした、というのを参考にして決めたような気がします。

司会者

加藤裁判官から、何か御質問はありませんでしょうか。

加藤裁判官

私は2番の方と5番の方の事件を担当していたので、お二人にお聞きします。

2番さんの事件では、鑑定書を証拠書類として調べるよりは、解剖医や骨の専門家である理学博士のお話を聞いた方が分かりやすいのではないかという観点から、お二人の専門家を証人として呼び、法廷でお話を聞くという証拠調べをしたのですが、どうだったでしょうか。

2番

分かりやすかったと思います。「打撲点」というのがあり、実際に解剖されたお医者さんと、骨の先生でないと分からないことが聞けて、証拠に関して納得しました。

加藤裁判官

5番の方にお聞きしたいのですが、没収関係の書類、追徴関係など、評議で使った資料は弁護人の資料だったと思うのですが、検察官の証拠調べに不満などはありませんでしたか。

5番

特に問題はなかったと思いますが、後で検察官の方は、全部は出していなかったというのを聞いたような気がしたので、それが全部出ていたら、もっと刑が重くなったのかな、とは思います。

4. 評議、判決についての感想や意見

司会者

次に、評議、判決についての感想や意見を伺っていかうと思います。評議の進め方の辺りを中心に伺っていかうと思います。今回、皆様が参加した事件では、いずれも有罪判決が言い渡されております。有罪判決ですから、評議の中では、量刑も取り上げて議論したものと思います。皆様と量刑評議するに当たっては、量刑に関する基本的な考え方について理解していただくことが前提になると思うのですが、裁判官の方から、刑を決めるに当たっては、こんな風に考えるのですとか、そういう説明、量刑についての基本的な考え方についての説明をしてるはずではないかと思います。その上で様々な議論をしているのではないかと思うのですが、量刑をどう考えるかとか、そういったことについての裁判官の説明が分かりやすかったかどうかだとか、ちっとも分からず困っただとか、そういったことを含めて御感想をいただければと思います。また順番にお伺いしたいと思います。

す。5番の方からお願いします。

5番

私は補充裁判員でしたので判決は出さなかったのですが、評議の段階では参加させていただきました。過去の事例等を見せていただいて今回の事件について判断したのですが、どう判断するかというのは説明されても分からなかったというか、最終的には自分の気持ちなのだなと思いました。

司会者

説明されても分からなかった、というところについてもう少しお聞きしたいのですが、この辺をちょっと説明してほしいな、と感じたとか、あるいは、量刑傾向、グラフなんかを見たのかもしれないが、そのグラフについての説明がどうだったのか。なるほどな、という感じだったのか、ちょっと分からないといった感じだったのか。いかがでしょうか。

5番

事件によって、まったく同じということはないので、本当に参考程度というか、こういうときはこういう風になることがあるのだな、という感じで、今まで自分が見聞きしてきたものを自分の中で判断するという感じでした。

司会者

先程、御発言の中で、過去の事例なんかも見せてもらって、最終的に自分の意見が決められたとのことだったのですが、その辺りも含めて最終的に自分の考えがまとめられたという感じでしょうか。

5番

そうですね。何を基準に判断したのかよく覚えてはいないのですが、判断する段階で、自分で判断できるようにはなっていました。

司会者

4番の方、いかがでしょうか。量刑についての裁判官の説明の内容だとか、分かりやすさだとか、そういったことについて、御感想ございますでしょうか。

4番

量刑には物差しがないと思うんですね。ここからここまでの長さだとか、範囲だとか、ないと思うんです。なので、過去の事件の似たような、類似したようなもので測るしかないと思うので、それはそれで一つの物差しになって決定されると思いますので、以前の事件のものをを見て決めるというのが当たり前であると私自身は感じました。

司会者

裁判官の方から、行為責任だとか、いろんな言い方で量刑の考え方について説明したりするのですが、今、量刑の傾向を踏まえて、最終的な自分の意見を決めたとのことでしたが、過去の量刑を見てもらう理由についての説明みたいなものは納得できたかどうか、この辺りはいかがですか。

4 番

過去の事例の内容まできちんと書いてあって、過去のこの事件はこういう内容で何年です、と説明があり、それと今回の事件を比較して、刑が短いのか、長いのか、それは個々の判断になると思いますので、その判断は個人の判断によると私は考えていました。

司会者

そういった資料、説明を踏まえて、自分の意見を整理して述べることができたということですかね。

4 番

はい。

司会者

3 番の方いかがでしょうか。

3 番

過去の事例とかグラフとかを参考にできたので、量刑が分かりやすかったですし、やりやすかったです。

司会者

3 番、4 番の方が担当した事件も殺人、死体遺棄事件ということで、求刑も重いですし、実際に言い渡された刑もそれなりに重い刑が言い渡されていたかと思うのですが、その辺りで自分の意見をまとめて話すことはできていましたか。

3 番

まとめて話すことができました。

司会者

評議の進め方ですとか、こういう風に聞いてほしかったとか、あるいは、こそもっと説明してほしかったとか、そういった部分はなかったですか。

3 番

グラフとかの分からないところも質問できたので、分かりやすかったです。

司会者

疑問に感じたことは、その都度、質問できたということですかね。

3 番

そうですね。

司会者

2 番の方、いかがでしょうか。

2 番

こういう風にして刑が決まるのだな、というのがまずは率直なところでした。グラフ、統計を見なかったら、重い刑なのか、軽い刑なのか分からない状態で刑を決めなくてはならなくなると思うので、そういった統計はあった方が参考にはなると思います。そこに、検察官の求刑があって、そこも判断基準になると思いますし、そこから段々狭めていくという風にして刑を決めるというのが良く分かりました。

司会者

裁判官が、この事件はどんな風に考えますか、というか、ざっくり言うとそういったところから入って行って、いろいろな証拠から出てくる事実があると思うのですが、そこからこの事件はどういう事件でしょうか、というところを議論していったと思うのですが、その中で、こういう風に刑が決まるんだな、というところを言われましたけれども、こういう風に決まるっていうのは、その時の説明だとか議論を通じてスムーズに理解ができたという感じなのでしょうか。

2 番

評議のときに、いろいろな意見が出て、それなりにそれぞれ考えている刑が違っていたのですが、証拠とかを見てきて、裁判官の方が、最初に、重いのか軽いのか、この事件がどのくらいなのか、という判断基準をグラフで説明してくれて、そこで裁判員の方でどんどん狭めていくというやり方はすごく良いと思います。

司会者

1 番の方いかがでしょうか。

1 番

私も、量刑のことなのですが、裁判官から、こういう事件の場合はこうですよ、といったような説明があって、法律的にも、これはこういう風に基本的に決まっていますよ、と。さらに今までの似たような事件の判例を見せていただいて、ほと

んど、裁判員としての、判断する幅がないといいますか、ある面では、前の方がおっしゃったように、判断しやすいように、困らないように、裁判所の方で工夫されているという良い面はもちろんあるわけで、素人に対してですから、ある面、しかるべきとは思いますが、ある面、裁判員裁判の大きな目的の一つでもある量刑に、まずもって、あまり記録的なことを言われると、もうそうしなくてはいけないのかな、と思う裁判員が多くて、ある意味で道筋ができあがっていて、あるところに落ち着くということになってしまいがちではないのかな、と思います。前もって説明があった上でも構わないかもしれませんが、それはまず基本的な知識として持っておいて、さらに裁判員個人としては、量刑としてどういう風に考えますか、ということ聞いてほしかったという気がします。法律ではここからここまでの刑なのだけれども、それを超えるような刑にしたいのか、というようなお言葉も裁判官からありましたけれども、私の事件では基本的な範囲を逸脱するまでのことではないように私は思いましたので、それ以上は言いませんでしたけれども、基本的には、あまり前例にこだわらない意見を裁判員にもっともつと言わせる工夫が必要かなと思いました。

司会者

一般的に裁判員裁判はこうあるべきである、という御指摘と、御自身の事件では、例えばグラフを見ていただく意味だとか、検察官の求刑はこういった意味だとかについて、1番の方が担当された事件は私が担当した事案で、4年の求刑で、結果としては執行猶予になったのですが、量刑をどんな風に考えるかという点については説明はされてましたか。

1 番

そうですね。

司会者

裁判員裁判では、裁判員の方が量刑にも加わるということなので、前の例はあるとしても、もっと幅広く意見を聞いてもらっていいのでは、という意見もお持ちであるということですかね。

1 番

そうですね。

司会者

加藤裁判官、何か意見はありますか。

加藤裁判官

皆さん、一通り御意見を聞かれて、何かお気づきの点とかございませんか。

司会者

5 番の方，いかがですか。

5 番

量刑を決めるのに，裁判官の方々からは，特に数字的なことは言われなかったように記憶しています。数字とかを言われてしまうとそれが頭に残って，そっちに引っ張られることがあると思うのですが，そういうのがまったくなかったような気がするので，語弊があるかもしれませんが，自分の感覚だけ，何となくと言ったらすごく語弊がありますが，そういう感じで刑が決まったかなという風に感じます。

司会者

皆さんの意見を聞いていると，いずれの事件においても量刑グラフをどこかの段階でお示ししているかと思ったのですが，その示すときに，全然目安になるものがないので，同じような罪を犯したら同じように処罰されるのがある程度公平なんですよ，と。その積み重ねがあるので，過去の例は無視できないというような話もして，最終的にグラフを見ていただいて，それを参考にして刑を決めているということが多いと思うのですが，自分の中で，なんでこの数字になるのかということについてはもう一つ言葉にできなかったというところですかね。

5 番

そうですね。どのくらいのことをして何年，というのははっきりとした数字として出るのですが，自分の中で，これくらいだからこれ，という風に決められたような気はしないです。なんとなくという，本当にいろんな考えをまとめると，この数字がぽっと出てきたというような感じでした。

司会者

ありがとうございました。

加藤裁判官

論告・求刑とも絡むのですが，1 番の方の事案だと，検察官が，この事案だとこの辺りに位置するといったことを確か説明していないのではないかと。その他の方の事件では，こういった事件は軽い方でもないし，重い方でもないという形で説明されている。そういった論告との絡みもあつての評議になったりするので，先ほど，小池裁判官からも出ましたが行為責任主義という難しい言葉を使ったかどうか分からないのですが，例えば犯情であるとか，一般情状という説明は御記憶に残ったものですかね。その中で位置付けはこうですよという話で，1 番の方の場合は論告・求刑にはどうもそれがなかったみたいなのですけども，そういう意味で迷いもあつたのかなという気もしながら聞いていたのですが，いかがでしたでしょうか。

司会者

ちょっと質問が難しかったですか。犯情ですとか、一般情状という言葉というのはいかがですかね。あるいは、まず、どんな犯罪かということに着目して、その犯罪が、重い方に入るのか、比較的軽い方に入るのか、いろんな説明をしていたかと思えますけれども、被告人の反省だとかそういう一般的な事情ではなくて、どんな犯罪なのかというところから見ていきましょうね、というような話というのは記憶にありますか。あるいは、そういった話はされていないだとか。どなたかがいかがですか。

2 番

確かにそういうお話があって、正直、実際は迷いました。そういった目安ではないですけども、重い方でもなく、軽い方でもなく、とか、これは重い方だといったようなある程度の目安がなければ、全く無の状態からこういう風にしようというようには決められないと思います。

3 番

私も、ほとんど2番の方と意見が同じです。

司会者

皆さんこの事件だけ裁判員として参加されているので、個別の被告人を法廷で見た上で、その人に対する具体的な刑期を決める部分というのは、たぶん相当悩まれるでしょうし、いろんな選択肢を見た中で、先ほど、なんとなくそう決まったという御意見がありましたけど、それは、悩んだ末の決断が、そういう形でお言葉になっているのかな、と感じました。もしかしたらこの次の話題、裁判員を務める上での負担感というところにつながってくる話なのかもしれませんが、量刑を決めるということ、もちろん争っている部分について、業としてだとか、いくら取り上げるのかという部分ももちろん大事ですが、それとともに刑を決めるという作業は非常に負担が重い部分がありまして、たぶん皆さんに御負担をかけているのかな、と。やはり、刑を決めるのは難しいという感想を持たれましたか。

2 番

やったことがない者にとっては、勾留期間とかのことも全然分からなかったし、情状というのもよく分からなかったのです。

司会者

刑を決めるということでかなりお悩みになったと。

2 番

はい。

司会者

悩まれているときに、必要な説明がなされていたか、もしかすると足りなかったという御意見もあってもいいかと思うのですが、ちょっと指摘してほしかったとか、そういう御意見はいかがでしょうか。我々は普段から刑を決めるということをやっていますし、裁判員裁判でも我々裁判官はやっているわけですが、皆さんはこの事件だけ刑を決めるということで参加しているわけですね。そのときに皆さんが感じている悩みだとか不安に、我々が寄り添って必要な情報を提供できていたかな、という点については関心があるところなのですがいかがでしょうか。5 番の方、いかがですか。

5 番

みんなで評議していて、いろんな意見が出て、それを的確な言葉で、こういうことですね、という風に言ってくださいましたので、それが私の中で、ずっと納得していて、議論を重ねてある程度の刑が出てきて、この位なんだなというのが基準になって、最終的に決まったのかなと思います。

司会者

いろいろ意見交換をして決まったという感じですかね。やはり悩みの負担は重かったですか。

5 番

私は補充裁判員でしたので、最終的な判断はしていないので、たぶん皆さんよりも負担は軽かったと思います。

司会者

刑を決めるということに参加するということ、あるいは、そこで裁判官が説明なり、適切なサポートができていたかというところは、4 番の方、どうですか。

4 番

サポート自体は非常に分かりやすかったですし、判断は迷わなかったのですが、私自身が一番悩んだのは、被告人に小さいお子さんがいらしたんですよね。それで殺害された方のお子さんも小さくて、その辺りが個人的に悩んだ部分でしたね。

司会者

現実にある程度の刑を言い渡すということになると、被告人に与える影響だとか、その家族ということもあって、そういうところも含めていろいろ考えたということですかね。

4 番

はい。

司会者

3 番の方，いかがですか。

3 番

私もサポートはしっかりしていただいてよかったのですが，被害者の女性が 23 歳という若さで殺害されて，シングルマザーで一人息子がいるということもあって，被害者，加害者それぞれに家族があつて，判断の難しさを痛感したところでは。

5. 裁判員を務める上での負担感について

司会者

刑を決めるというのは普段体験することでもないのに，いろんなことをお考えになっておられるという感想もありましたけれども，裁判員裁判を務めていただく上でいろんな負担を感じながら御参加いただいているのではないかと思います。裁判所としては積極的に裁判員裁判に参加していただきたいと考えているところですが，裁判員制度施行後，参加を辞退する候補者の方が増えておりますし，出席率が減少しているという問題もあります。裁判所としては，皆様が安心して裁判員裁判に参加していただくためにどのように工夫したらよいのかという点について考えているわけですが，裁判員裁判に参加したということで，精神的な負担，あるいは，殺人事件の裁判に参加いただいた方にも本日参加いただいているところですが，その辺りで精神的な負担感等についてお聞かせいただければと思います。1 番の方は，ざっくり言うと親子の無理心中の事案で参加いただいたところですが，そういうものを扱うことから来る負担感だとか，その他，精神的負担を感じたことはございましたでしょうか。

1 番

ないですね。大丈夫です。

司会者

母親がお子さんたちと無理心中しようとした事案ということで，見方によってはショッキングな事案かと思うのですが，それはそれなりに平静に臨めた感じですかね。

1 番

そうですね。むしろ心配なのは，判決によって被告人がどういう風に感じるか，これからの被告人の生活にものすごくおかしい影響があるのかな，というような

心配は若干はありましたけど。何もないといいな、と祈るような気持ちでした。

司会者

1 番の方の事件は最終的には執行猶予になった事案で、これからの生活というのももちろんあるわけで、この辺も気になったということですかね。2 番の方の事件も、家庭内で発生した事件、その中でも重い事件なのかなと思いますが、そういう事件を扱うことに基づく不安だとか負担だとかいかがでしたでしょうか。

2 番

最初は不安感しかなかったですね。本当に大きい事件で、最後の判決まで関わるといことが、正直に言って今後のこととかもよく考えました。もちろん被告人のことも考えました。裁判所の方にとっても良くしていただいて、いろいろ説明していただいて、不安感をすごく取り除いていただきました。

司会者

被告人のこととか、今後のこととかおっしゃったのは、どういったことですか。

2 番

裁判が終わって1 年がたっているのですが、普段は全く忘れているのですが、突然、被告人が最後に言っていたことを思い出したりとかもします。

司会者

もちろん精神的な疲労感もありますし、見えない負担というか、かなりの期間裁判に関わられたので、その間、裁判官のフォローだとか、行き届いていましたか。あるいは、もう少しこの辺気にしてほしかったとか、感じるころはなかったでしょうか。

2 番

とても良くしてもらいました。気遣っていただいたので、たぶん一緒に裁判をしている人たちにとっても負担感はすごく少なかったと思います。証拠を見るときもあまりリアルに見えないように加工していただいていた。

司会者

御遺体の写真かなにかがあったんですかね。それが少し加工がしてあって鮮明ではない感じにしてあったということですかね。

2 番

そうですね。

司会者

それは見てはいただいたけれども、加工されていたのでそれほど負担は感じなかったということでしょうかね。

2 番

そうですね。見ても一瞬では分からない。分かるけれども分からないという感じにしてあった部分もあったので、すごくそういう面も気遣っていただきました。

司会者

3 番の方、いかがですか。

3 番

精神的な負担は特にはなかったですね。私は、被告人と年齢も近いので、家族の在り方というのも見えてきたかな、と思いました。

司会者

3 番さんの事件も、御遺体が発見されたときの写真か何かが証拠にあったように記憶していますが、取調べに負担を感じたといったことは特になかったですかね。

3 番

直接、御遺体の写真はなかったです。絵で再現されていたので、深さとかそういうメモは書いてありましたが、負担等はなかったですね。

司会者

4 番の方、いかがでしょうか。

4 番

判決のときは別として、私自身の負担は、正直言ってそんなになかったです。判決のときも、お子さんのことを考えたときはちょっと重いと思ったということは今現在覚えています。

司会者

重いな、と感じたことで、御自宅に帰られた後だとか、精神的に落ち込んだりだとか、そういうことはなかったですか。自分のやったことの重大さを感じたということですかね。

4 番

精神的に落ち込んだりということはないですね。

司会者

5 番の方、いかがでしょう。

5 番

裁判をした日は、妙な疲れがあつて、すごい疲労感に襲われていたのですけれども、精神的負担というのはそんなになかったと思うのですが、守秘義務というところで、最初、負担を感じました。ただ、裁判の中で言われていることは公開されていることだから口にしても大丈夫だということを裁判官から言われて、安心した記憶があります。

司会者

守秘義務の説明は、選任のときからしているとは思いますが、おそらく話してもいいのかなと感じながらいる中で、裁判官の説明について、もっとちゃんとしてほしいとか、もっと早くしてほしいとか、たぶん今の御意見は、話しても大丈夫だという説明があつて、法廷で見たことは話せるということが分かって、少し安心したという御感想なのかもしれませんが、この辺りについて、タイミングだとか御指摘できることはございますか。

5 番

最初に送られてきた資料の中にも書いてはあるのですが、どのくらいのものなのか、その文章だけでは私の中で判断できなかったのですが、口頭で言っていたいて、ずっと分かったので、最初の段階で言っていただけると、もっと良いのかな、と感じました。

司会者

そういう所は我々も工夫しているのですが、なるべく具体例だとか、例えば裁判で見たこと、法廷で見たことは公開されているので、話していただいて構いません、という説明は今後も丁寧にさせていただこうと思います。ありがとうございます。

負担というところで、皆さんにもう一つだけ伺いたいののですが、選任されてから、実際の公判審理、評議ということで、選任手続の進め方や、選任手続の日から公判の日までの日にちの空け方、あるいは、連続して日程が入っているのか、飛び飛びで入っているのか、皆さんいろいろな仕事に就かれていたり、就いていなかったり、家庭環境も違う中で、日程、審理の進め方、この辺でこうしてほしかったとか、もう少しこうしてほしかったとか、御感想でも御提言でもいただければと思うのですが。5 番の方、いかがでしょうか。

5 番

私は仕事上、自分の仕事を人に頼まなくてはいけないというときに、裁判員裁判がある日というのが、ちょうど同じ曜日だったときがあったので、そうすると曜日によって仕事が変わっているの、負担をかける人が多くなったりだとか、仕

事をお願いしていて、最終的に裁判員等に選ばれなかったとき、やっぱり私この日仕事できます、というのは、いろいろな人の予定を変更してもらって裁判所に来ていたので、それはちょっとどうなのかな、と。正当な理由がなく断ると罰せられますということも書いてあったので、どの辺までが正当な理由なのかというのがもう少し詳しく、最初に分かっているといいのかな、と思いました。

司会者

5 番の方は、全体として 8 日間でしたかね。そこは同じ曜日が重なっていてやりくりも大変だったということですかね。ありがとうございます。4 番の方はいかがでしょうか。

4 番

出席日数は 4 日間だったと思うのですが、問題はありませんでした。

司会者

選任手続期日と公判期日の日の空き方だとか、その辺りは特に問題ありませんでしたか。

4 番

そうですね。問題ありませんでした。

司会者

3 番の方、いかがでしょうか。

3 番

私も特には問題なかったですね。

2 番

日数がすごく長く感じました。

司会者

長くということの中には、もっと短くできるのではないか、とか、あるいは、もう少し、もっと詰めてほしいだとか、あると思うのですが、どういう意味で長かったとおっしゃられていますか。

2 番

期間中に土日挟まっていたので、結局 1 週間くらいあったのですけれども、少し長く感じたので、もう少し短くてもよかったのかな、とか、でもそんなに簡単に決めていいのかな、とも思うところがありますね。

司会者

あまり日程が空き過ぎると、精神的不安につながる場所がありますかね。

2 番

そうですね、ありました。やはりその間にちょっと考えたり、その間に仕事にもいかななくてはならないし。

司会者

2 番の方は、6 日間の日程だったと思うのですが、6 日間連続でやった方がいいのか、ちょっと続けて、ちょっと空いてくらいがいいのか、その辺りはどんな感想ですか。

2 番

連続の方がまだいいかな、と思います。何が一番大変かと言えば仕事の手続が一番大変でした。

司会者

2 番の方の仕事の関係では、そういった方がやりやすかったかなという感想をお持ちということですね。ありがとうございます。1 番の方いかがでしょう。

1 番

私は2 番の方とは反対に、大変短く感じました。せっかく呼ばれてこういう機会というのはなかなかないので、もっとじっくり向き合っているいろいろ考えてみたいと思いました。私が担当した事案はストーリーが単純なので考える幅が割と狭い、私にとっては。裁判所側からの配慮も、それはそれとして、御無礼かもしれませんが、もっと幅を持たせていただきたかったと感じました。

司会者

1 番の方だと単純に感じたということで、もっと短くできるのでは、とは感じず、もっと長く議論したかったという感じでしょうか。

1 番

もっと短くとは全く思わないので、単純は単純なりにいろいろ考えながらやるという点は重要なと思いますね。

司会者

ありがとうございます。

6. これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者

最後に、どうやって裁判員裁判に積極的に参加してもらうのかということが、裁判所としての非常に大事な課題なわけですが、積極的に裁判員裁判に参加したいと意欲を持ってもらうためにどんなことをしたらよいかという点を含め、これから裁判員になれる方々へのメッセージをお願いいたします。

1 番

裁判員に数名呼ばれて、人によって感じ方はそれぞれですが、大変辛く感じられた方もいた。それでもある程度のこと、やるべきことはやらないといけない。辛くても、つかまってでもやるということが重要なと思います。あと、私が先に言いましたとおり、検察側、弁護側からの一方的な意見が我々に寄せられるわけですが、今日は特に意見交換会ですから、我々がこういう感想を持ったというだけではなく、検察官と弁護士の方からも、どんなふうを考えておられるのか、最後にお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

司会者

最後にまとめてお願いすることにしますので、よろしいでしょうか。2 番の方、お願いします。

2 番

周りの人にまず言われたのが、「怖い。」、「嫌だ。」というのが一番多かったです。やっぱりそういうイメージしかないのかなって、実際思いました。確かに裁判員裁判ってなって、すごい大変だっていうイメージが強いんですが、実際やってみて、怖いとか、嫌だというよりも、貴重な経験をしたっていう方が大きかったので、もっと知っていただくためにも、なんか言い方を変えた方が良いんじゃないかって思いました。「裁判員裁判」っていうから、堅苦しくて怖いイメージなのかなっていうのもありました。

司会者

例えば、こんなふうにしたらいんじゃないかっていうのはありますか。

2 番

ちょっと思いつかないんですけども。

3 番

いろんな気持ちがあって、辞退する人もいたんですが、裁判員裁判に参加するということは、会社と家庭の両立がないと難しいところがあるということです。選任されたからには、あとは縁なので、深く考えず裁判に臨んでほしいなと思います。

4 番

この制度が始まった時は、報道とかいろんな形でマスコミも取り上げて、こういう制度が始まるっていうのはやったんですけども、その後、そういうふうな報道が何もないし、ぜひ参加してくれとか、そういうふうなことを新聞の片隅にもないような感じなもので、その辺もっといろんな形で、一般の人にも分かるような形で説明してほしいなあって思っています。

司会者

広報を頑張らないといけないですね。

5 番

選ばれたときには、何で自分が選ばれたのかよく分からなかったんですけども、抽選ということで。全く知らない世界だったので、知らない世界を見てみるっていう興味がありました。これから選任される方は、ぜひ知らない世界を見ていただきたいなと思います。それで見た後に、経験された後だと、ニュースとか新聞とかで裁判の記事があるっていうと、ちょっと興味を持って自分も見たり聞いたりするようになりますし、やっぱり自分の周りで起こっていることをちゃんと見なければいけないんだなって思うきっかけにもなりました。ドラマとかがあったりすると、皆さん良いイメージで、裁判員っていうのを捉えていただけるんじゃないかなって思います。

司会者

そうですね。なかなかドラマになりにくい日本の制度でして、昔はありましたけどね。やはり、皆さん等しく、もっともこの制度を皆さんに分かってもらうようにしていかないといけないという御指摘なんですかね。ありがとうございます。

7. 法律関係者からの感想

司会者

最後に、法曹関係者の皆様からも、今日の皆さんの意見を聞いた御感想なども聞かせていただければと思います。

高山検察官

1 番の方の御感想というか反応というかなんですけども、今仰っていただいたとおり、裁判の構造上、私どもは当事者で、裁判員の方と話す機会は全くないということで、私たちが行った立証活動を踏まえて、その後で評議をされるということなので、検察官は被告人のことを悪く言い、弁護人は被告人をとにかく軽

くという印象を受けることが多いのかなと思うのですが、こちらの方として努めていることとしては、検察官は公益の代表者なので、被告人のことを重くしよう、重くしようというつもりでやっているわけではないです。論告の中でも個別の事案で言及することがあるんですけども、不利な事情というか被告人にとって重くする事情はこういった事情です。一方で、こういった軽くする事情もあります。検察官としてはそれを全体的に考えて、この刑にしましたということで説明させていただく場合が多いのですが、今日の意見交換会の中で、検察官の方が重くするように感じたという御意見をいただいたのは、努めてはいるのですが、そういう印象が出ていたというのは、少しこちらもやり方を考えなければいけない部分があるなというふうに思いまして、今回の意見交換会は、大変私どもにとっても貴重な体験となりましたので、いただいた意見は、今後に反映させていきたいと思っております。ありがとうございました。

松倉弁護士

弁護人もですね、とにかく軽くしてくれと言うようなスタンスでやっているわけではなくて、この事件で、この被告人に相当な量刑っていうのはどうかという意味で、役割分担の中で、弁護人は被告人にとって有利な事情を取り上げているということで、とにかく軽くということをやっているわけではないということです。全体的に分かりやすいというような御意見が多かったので、それはほっとしているところなのですが、同時に、口頭での説明というのがさっと頭の中を流れてしまっただけで残らなかったという意見もありましたので、後から思い返ししやすいような資料作りであるとか、説明の仕方というところが、今後、工夫する材料になるのかなと思って聞いておりました。本日は大変勉強になりました。ありがとうございました。

加藤裁判官

今日、御指摘がありました審理、評議、色々御指摘いただきましたところ、まだまだ改善点や工夫すべき点があるなど。あるいは、裁判員の方々に対する裁判所の対応ですかね、接遇についても色々工夫すべき点があるなど参考になりました。特に感想として大きいところは、小池裁判官からもありましたけれども、最近、裁判員候補者の方々の出席率がだんだん低下しつつあるという現象があるというところで、今日も5番の方から御指摘がありました、例えば選任されなかったときにどうなるのかと、色々調整した上で選任手続にお越しになっているというところもありまして、選任手続に適正な人数の方に来ていただくように、お越しいただく候補者の人数をどうするかということを、さらに検討しなければいけないなと思いました。あるいは、審理日程の方では長く感じた、かと言って簡単に決めて良いのかなと。また、短く感じたという方もいらっしゃる、この辺についても、適切な日程を調整することによって参加していただきやすくなるのかなと。しかも、参加していただいて、やりがいっていうんですかね、それも持っていていただくというところ、うまく調整できると良いなというふうに感じました。

御意見，本当に参考になりました。ありがとうございます。

司会者

どうもありがとうございました。私も，加藤裁判官に付け加えることはありません。皆さんにいただいた意見を参考にいたしまして，より良い裁判員裁判の改善，運営に努めて参りたいと思います。

8. 報道機関からの質問

総務課長

それでは，報道機関の方からの質問という時間にしたいと思います。報道機関の方から何か質問がありましたら，お願いいたします。

時事通信社

守秘義務があるということで，裁判の中で出た内容は言ってよいという説明があったということなのですが，実際に裁判員をしている中で，周りの人にこういって裁判員をしているんだと相談する中で，これは言ってよかったかなと，後で心配になって，精神的に負担を感じるようなことはありませんでしたか。

1 番

私はありませんでした。

2 番

聞かれたりもしましたけれど，特になかったです。

3 番

私も特にはなかったです。

4 番

特にありませんでした。

5 番

特にありませんでした。逆に，「しゃべっちゃいけないんだよね？」と皆さんの方が分かってくださっている感じだったので。

時事通信社

相手の方が，しゃべっちゃいけないんだよねと理解してくれているということでしたけれども，自分の中で，やっぱりしゃべっちゃいけないんだなという意味での負担も感じなかったということでしょうか。

5 番

裁判の中で話に出たことは話してよい，と言われていたし，こういう裁判なんだよということだけは伝えられるので，それ以上深くはみんなもそれほど知りたくないという感じで，そうなんだ，そういう経験なんだって感じで終わりました。

河北新報社

1 番の方の御指摘であったのですが，量刑の決め方について，やはり前例も考慮する必要があつて，結果的に裁判員の判断する幅がないと感じたという趣旨でお話があつたと思ったんですけど，私も率直にそういうふうに感想を持たれるだろうなと感じまして，1 番の方以外で，そういう感想を抱いたか，抱いていないかというところと，もし抱いたのであれば，その場合，どういう工夫があれば良かったと思うか，あらためてお聞かせいただければと思います。

1 番

裁判官からの説明は説明として，裁判員が持っている元々の考え方，それを最初から言わせる工夫がないと，裁判員制度の根幹に関わることになるかなという気がします。ある程度，もうこういうふうに決まっていると言われてしまったら，法律でもこうですよ，前例でもこうですよと言われると，後はもうそのとおりに決めるしかないじゃないかと，そういうことになってしまいがちではないかという心配，懸念を私は持ちました。

2 番

期間が長かったというのもあつたんですけど，わりと裁判員の中では意見がたくさん出た方じゃないかなとは思っています。その中で結果を決めたということもあるので，そんなには負担に考えることはなかったです。

3 番

私も 2 番の方とほぼ一緒に，負担に感じるというのは，ほぼなかったです。

4 番

量刑を決めるというのは，私たち素人には分からないもので，やはりそれまでの前例というか，そういうものを持ち寄って，過去の事件はこれこれこうでしたということで，そこからの物差しになるのではないかなと思って，それはやはり裁判官の方から説明を受けた時点で，こうなっているのだなと自分は判断して，決定させていただきました。

5 番

私は補充裁判員になる前は，最終的な決断は裁判官の方がやるんだろうなって勝手な思い込みをしていたんですけども，それまでにずっと審理して，みんな

で話し合っ出て出していく結論なんだって分かって、すごく良かったなって思います。素人なんだけれども、みんなと裁判官といろんな話をして、最終的に出た数字というのは、言われた数字ではないというふうに私は思います。

河北新報社

今の裁判員経験者の話を聞いて、加藤裁判官にも改めて感想をいただけますか。

加藤裁判官

特に裁判員の方がおっしゃられたことに付け加えることはないんですけども、どのようなことを聞かれているかよく分からないのですが。

河北新報社

1 番の方であれば、自分の前例となっている量刑だけではなく、一般市民の意見みたいな形で私は捉えたんですけども、市民感覚でこういうふうに思うと言える場がもっとほしかったという趣旨で、1 番の方はおっしゃったかと思います。

加藤裁判官

1 番の方にお伺いしたいのは、言える場がなかったんですか。

1 番

うん、じゃあ、あんたはどういう刑にしたいんだって、例えばね、聞いてもらえとか。時間的な流れもあって、あまりゆっくりのんびり、意見を言える場もなかったかなという感想です。

加藤裁判官

特に、裁判官の方がリードして、ここはここですよということはされていないということだと思います。皆さんが言っている中で結論が出ているということで、前例踏襲とか、そんなことはない。

河北新報社

前例踏襲というか、たぶん 1 番の方がおっしゃっていたのは、あらかじめそういう説明があって、それが物差しになるという意見があったかと思うんですけども、それはそればかりになってしまうと、ちょっと違和感があるという御意見だったと思うんですが。

加藤裁判官

物差しの御理解ということだと思うんですけども、物差しというのは、ここで決めてくださいということではなくて、物差しなんで、それをね、測っていつてくださいということなんで、枠をはめて、この中で納まるんだよという議論はない。

1 番

裁判員の方は素人なので，中には積極的にしゃべる人もいますけれど，なかなか聞かれて初めてぼそぼそと話す人が多いんです。私は逆の方だと思いますけれど，言わないといけないこと，目的に合ったようなこと，ある時は前例に縛られないようなこと，法律にあってもそれを超えるようなこと，意見として言ったものを，裁判所はある程度はいろんな人の意見を取り入れて将来のことに備えるとか，考え方があってもよいのではないか。一つの素人の意見が，特別に判例を超えて，又は法律を超えて言ったことを，なんだそんなものと一笑に付して終わりになるのでよいのか，という思いです。

加藤裁判官

よく分かりました。結局，裁判員裁判というのは，市民感覚を裁判にいかすところですけども，これは一つのコラボレーションだと思うんですよね，裁判官の持つ専門性と，裁判員の持つ市民感覚。これをうまくコラボレーション，マッチさせるというところで，おそらく評議の中もそういう形になっていて，自由に御意見いただくとともに，裁判官の方でこういう考え方もありますよという形で，うまくコラボレーションしていくやり方をしているのではないかと。

1 番

裁判員は，どうしても素人なので，言いにくいんですよね。だから意見を積極的に引き出す工夫が必要ではないかなと思うんですよね。

司会者

それでは，これで，今回の裁判員経験者との意見交換会を終わりたいと思います。本日，様々な角度からの御意見や御指摘をいただきました。皆様からの御意見や御指摘を踏まえて，これから我々も真摯に受け止めて，より良い裁判員裁判の実現に向けて，参考にさせていただきたいなと思います。本当にお忙しい中，御参加いただきましてありがとうございました。

以 上